

◎韓国IPGの活動

・第37回韓国IPGセミナー「アニメ・漫画、デジタルコンテンツの持つ魅力」を開催しました

◎IPを知ろう

IPニュース

05

「新・知財最前線は今」

06

- 2次電池に関する特許出願が急増！

- 美しいハングル商標

- 「人工知能 (AI) を発明者として認めるべきか？」国民アンケート結果公表



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

2024年、4年に一度の閏年となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか？ ジェトロ韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>) には、最近の韓国知財ニュースや法改正情報、判例解説などを掲載しています。是非ご覧ください。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

韓国特許庁が提供する特許情報検索サービスであるKIPRISは、有料の検索サービスである?

① ○ ② ×

※ 回答は(4頁)下部に記載してあります。

◎韓国IPGの活動

第37回韓国IPGセミナー「アニメ・漫画、デジタルコンテンツの持つ魅力」を開催しました



韓国IPGリーダー挨拶風景

日本のアニメ・漫画は世界的な人気を博しています。韓国においても、書店の漫画コーナーには、日本から来た漫画の韓国語版が数多く並んでいます。

これらのコンテンツは、それ自体も本やOTT、映画などとしてビジネスとなりますが、コンテンツの持つ魅力によって観光誘致などにも影響力を発揮します。今回、コンテンツを通して、著作権の理解を深め、その魅力から生じる効果について等を理解する場として、2024年2月26日に、第37回韓国IPGセミナー(特許庁委託事業)「アニメ・漫画、デジタルコンテンツの持つ魅力」を開催しました。

今回のセミナーでは、JETROソウル事務所の太塚裕一副所長から、コンテンツを通して著作権について説明を行い、その後、一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所の木下祐也所長補佐から、日本のコンテンツを韓国の皆さんに幅広く発信した、アニメ・ゲームフェスティバルでの出展体験記の紹介を行ってもらい、静岡県ソウル事務所の高橋誠所長から、静岡県内に存在するアニメに関する聖地との関係から、自治体ではこのようなアニメコンテンツとの関わりをどのようにとらえているのか紹介いただきました。最後にフリーディスカッションを行い、アニメや漫画に関連するコンテンツとビジネスや知財、自治体との関係などの意見交換を行いました。

◎「アニメ・漫画、YouTubeから見る著作権の姿」

最初のトピックとして、JETROソウル事務所の太塚裕一副所長から、アニメや漫画等のコンテンツと、著作権の関係について解説がなされました。



著作権の真の姿とは？

著作権という言葉自体は、昨今よく聞く言葉ではありますが、実際にその真の姿を理解している人は少ないかもしれません。大まかな概念として、本（文章）や音楽、動画などを作成した人の所有権として存在している一つだけの権利と理解している人が多いのではないのでしょうか。実際のところは、作者の権利として、公表権や氏名表示権、同一性保持権などから構成される著作者人格権や、複製権、上映権、頒布権等からなる許諾権を含む、財産権としての著作権が存在します。また、もう一方の権利として、実演家等の権利として、実演家の人格権や、報酬請求権や許諾権からなる財産権が存在します。このように非常に多くの権利から構成される著作権は、理解するにはやや困難性を伴うかもしれません。しかしながら、ビジネスで著作物を扱う場合は、著作権処理は避けては通れない道であるため、少しでも著作権に精通することが安全で有利なビジネス戦略策定へとつながります。

著作権の概要をいくつか紹介します。

著作権は、特許や意匠、商標などの産業財産権とは違って、無審査で著作物を創作した時点で自動的に権利が発生します。監督官庁への申請手続きなどが必須ではないため、とても便利な反面、権利の発生時期などが争われる場面になれば、自分で証明を行う必要があるため、不便な面も併せ持ちます。著作権はどんなものにも発生するわけではなく、著作物の条件に該当するものにおいてのみ権利が発生します。どのような条件が存在するのかは、各国の著作権をご参照ください。なお、著作権を含む知的財産に関する韓国の法令はJETROソウル事務所の「知的財産に関する情報」ページに掲載されています。

2つ目の概要として、産業財産権全体と同様ではありますが、著作権者に無断で当該著作物を使用すると権利侵害になります。裏を返せば、著作権者の許諾があれば使用は問題ありません。ただし、先に説明したように、著作権は複数の権利が存在しているため、自分が利用しようとする著作物は、どの著作権の許諾を得るべきであるのかを慎重に確認し、全ての関係する著作権の許諾を得る必要がある点に

ご注意ください。著作権者の許諾を得るには、一般的には個別交渉で契約を行うことが一般的です。珍しいケースとして、韓国でも人気のスタジオジブリの例を紹介します。公式HPから、作品の場面写真を「常識の範囲でご自由にお使いください」と、一定条件下での使用を許諾しています。

3つ目の概要として、作者の許諾がなくても、自由に利用できる場合が存在します。例えば、著作権の権利期間が過ぎていたり、引用の形式で他者の著作物の一部を引用する場合などは、これに該当します。文章等を引用する場合は、日常でも多く存在するかもしれませんが、どのようなものでも認められるわけではなく、引用にも一定のルールがある点には注意してください。 IPG



「アニメ・漫画、YouTubeから見る著作権の姿」講演風景

● 「Anime X Game Festival 2023での出展体験記」

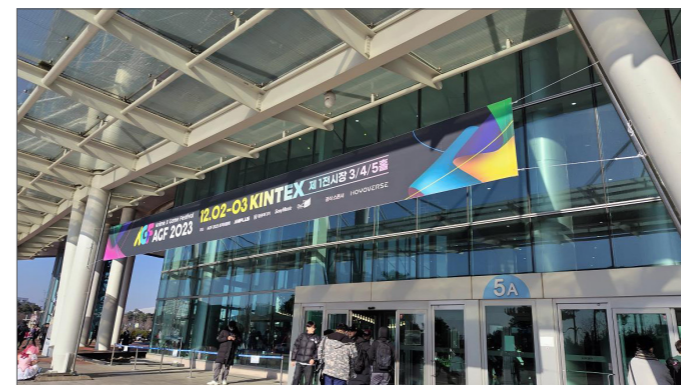
続いて、一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所の木下祐也 所長補佐から、2023年12月2日、3日に韓国KINTEXで開催された、「Anime X Game Festival 2023」での出展体験記について講演いただきました。



「Anime X Game Festival 2023での出展体験記」講演風景

韓国においてもアニメ・ゲームに関心のある層が増加傾向にあり、2018年から韓国での公式アニメ・ゲーム系イベントとして、「Anime X

Game Festival」が開催され、2018年当初来場者が33,000人弱だったところが、2023年には、66,000人弱と約2倍の増加となっているとの報告がなされました。アニメ、ゲームだけでなく、コミック、ライトノベル、アニソン等の幅広いコンテンツも紹介され、各種PRや物販、トークショーなどのステージイベントも充実したイベントとなりました。自治体国際化協会ソウル事務所も、当該イベントにブースを出展し、その詳細についてご紹介いただきました。「自治体PRコーナー」として、パンフレット・ポスターの掲示・配布、アニメコラボ動画に韓国語字幕を付けて公開などが行われたとのことでした。また配布物へ記載するロゴも韓国における著作権元との事情により、再作成を行った点や、YouTube上での公開とするか別の手段とするかは、それぞれの権利関係等に応じて展開の検討を行ったとのことでした。「イラスト・パネルフォトスポット」として、複数の自治体とアニメ等のコンテンツをコラボしたパネルを配置し、来場者のフォトスポットも設けたとの取り組みが紹介されました。画像の使用にあたっては、著作権元への許諾依頼やデータの加工、著作権マークの記載など行う必要があり、それらの体験記について解説がなされました。「イベントコーナー」として、フォトスポットのSNS投稿やアンケートによるスタンプラリーと景品抽選会なども行い、スタンプラリーは約2,000人の参加実績となったとのことでした。「声優招聘トークショー」も行われ、有名な声優によるトークショーは大盛況のうちに終わったとのことでした。声優事務所との使用許可等の手続きについても解説いただき、それぞれの事情により、トークショーでの発言内容等も事前の調整を十分に行った点の説明がなされました。またコスプレイヤーについてのPRについても検討を行ったものの、諸事情により断念した旨の報告がなされました。また最後に、これらの出展体験などを踏まえて、「作り手・作品へのリスペクトが最重要」であることの説明も行われました。 IPG



「Anime X Game Festival 2023」開催当日の会場風景

● 「コンテンツと自治体の付き合い方（静岡県内の例）」



「コンテンツと自治体の付き合い方（静岡県内の例）」講演風景

続いて、静岡県ソウル事務所の高橋誠所長から、「コンテンツと自治体の付き合い方（静岡県内の例）」と題しましてご講演いただきました。静岡県は美しい自然景観や歴史的な名所が豊富で、東京からも新幹線で約1時間と観光に適した場所にあります。そのような環境に恵まれた静岡県ですが、今回はコンテンツツーリズムについて解説を行っていただきました。

古くは、川端康成の小説「伊豆の踊子」の舞台となった、伊豆市・河津町等の関係各所を巡る観光が有名です。小説などの文学作品コンテンツの場合における、「文学碑を建てる」という関わり方についても解説がありました。「文学碑」は、そのコンテンツの舞台となった場所である証であり、またそこを訪れた証にもなるため、コンテンツツーリズムには有効です。続いて、NHKの大河ドラマで舞台となった地域においては、「大河ドラマ館」が設けられることが多く、これもまた文学碑と同じくコンテンツツーリズムに有効である点の解説がありました。比較的最近制作された静岡県に關係する大河ドラマは、「どうする家康」や「鎌倉殿の13人」などがあり、これらも大河ドラマ館が設けられています。

また昨今はアニメ・漫画におけるいわゆる「聖地巡礼」と呼ばれる、そのアニメ等の舞台となった場所を訪れるコンテンツツーリズムも盛んです。静岡県を舞台にしたコンテンツもあり、「ちびまる子ちゃん」、「夏色キセキ」、「ラブライブ！サンシャイン!!」、「ゆるキャン△」などが挙げられます。これらのコンテンツについても、自治体や団体、企業などが積極的にコラボするなどして、地域振興等にもつながっている点の紹介がありました。「ゆるキャン△」は、静岡県とのコラボで、「富士山・伊豆半島モデル地マップ」も発行しており、「ジオパーク」などのスポットなども紹介されているとのことでした。 IPG

◎「コンテンツの魅力についてフリーディスカッション」



「コンテンツの魅力についてフリーディスカッション」風景

最後に、今回解説を行った3人の講演者により「コンテンツの魅力についてフリーディスカッション」を行いました。コンテンツと物販についての話題や、昨今日本で、漫画がドラマ化されたものの、原作者と脚本との問題が生じている問題について、著作権の観点も含めてのトピックや、生成AIにおける学習過程の著作権の問題、紙の漫画とスマホで見るウェブトゥーンについての話題など、様々なトピックについて、意見交換が行われました。

以上、「アニメ・漫画、デジタルコンテンツの持つ魅力」セミナーのごく一部を紹介させていただきました。今回は、主に著作権に関する内容のセミナーとなりましたが、知的財産権には、特許権や意匠権、商標権など様々な権利が存在します。それらの情報についても幅広く、韓国知財ウェブサイトによる知財情報発信を行っていますので、ぜひご参照ください。📄

韓国知財ウェブサイトによる知財情報発信


- ・韓国知的財産ニュース（メルマガも月2回発行）
- ・法律改正情報、政策情報、統計情報
- ・知財判例データベース（2001年以降の知財判例500件以上について概要や専門家からのアドバイスを蓄積）
- ・各種調査報告、マニュアル等

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>



知財トリアの回答

正解は②×です。KIPRISは、無料で誰でも利用可能なサービスです。特許情報を活用する重要性が高まっている中、KIPRISの利用件数も毎年増加しつつあり、検索件数は3,300万件（2012年）から1億2,000万件（2023年）に上り3.7倍増え、訪問回数は1,800万回（2012年）から4,100万回（2023年）と2.3倍増加しているとの報告もなされています。



**KOREA
IP NEWS**

※ジェトロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

① 韓国特許庁、「模倣品への対応技術ガイド」を作成・公表
| 韓国特許庁 (2023.10.23.)

韓国特許庁は22日、韓国企業が国内外で起こる模倣品による被害を防ぎ最小限に抑えるよう、行政活動の一環として「2023模倣品への対応技術ガイド」をまとめたと発表した。ガイドは企業自ら自社製品に模倣品への対応技術を導入して模倣品の流通に対応できるよう説明している。

第1章では、技術を導入する際に考慮すべき評価要素※、ガイドを活用する際の注意事項などをまとめている。

※ ①技術導入の容易性、②判定の信頼性、③使用の便利性、④活用性、⑤拡張性

第2章では、最近の模倣品への対応技術の動向に基づいて技術タイプ別の特徴、長所・短所、適用事例および産業分野の推奨などが詳しく説明されている。

最後の章では、韓国企業が模倣品への対応技術を実際に自社製品に導入できるよう公共・民間業者（模倣品への対応技術を保有する12社）を紹介している。

ガイドは30日から特許庁、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）、韓国知識財産保護院のウェブサイトでご覧いただけます。また、国立中央図書館、国家記録員、国家図書館などでも閲覧できる。

② 第31回日韓特許庁長官会合が開催され、IP分野の協力について議論
| 韓国特許庁 (2023.11.30.)

韓国特許庁は11月30日木曜日11時、SIGNIEL釜山（釜山市海雲台区所在）にて濱野幸一特許庁長官と「第31回日韓特許庁長官会合」を開き、両庁の知的財産分野の協力事項を再確認し、今後の協力関係を強化する方策について議論した。

今年5月以降6か月ぶりに開かれた今回の会合で両長官は、人工知能の発明者性（Inventorship）、グリーン技術の特許分類、特許制度の国際調和など、新技術の発展に伴う特許制度の 이슈を話し合う専門家協議体を新設することで合意し、その開催時期や方法など詳細については今後の実務会合で決めることにした。

また、日本特許庁は、韓国特許庁が保有していない一部の特許および実用新案の公報資料の全文を提供することにし、これにより韓国特許庁の審査官をはじめ企業、研究機関の関係者は、審査業務や

特許出願の手続きにおいて先行技術の検索精度を高めることが期待できる。

③ LG人工知能研究院と共同で構築した世界初「特許専用の大規模言語モデル」を公開 | 韓国特許庁 (2023.12.21.)

特許庁は、特許行政サービスのイノベーションを図るために今年7月14日、LG人工知能研究院とAI技術の特許行政に採用する内容の業務協約を締結し、その第一の協力課題として特許専用の大規模言語モデルを構築してきた。

この言語モデルは、LG人工知能研究院が保有している大規模AIモデルの「EXAONE」に特許庁が保有する特許公報など特許行政に関連する7種の情報※を学習させたものである。また、特許庁のシステム環境や活用目的などを踏まえて88億パラメーターの規模で構築され、2回にわたる学習過程を経て精度を高めた。

※7種の情報：韓国語/英語版の特許公報、通知書、機械翻訳・CPC分類・機械読解の情報、相談事例集

特許庁は、今回構築した特許専用の言語モデルを基盤に来年から特許検索、分類など審査業務のイノベーションを図るための研究開発に取り組む予定である。

④ 技術・商標警察による捜査範囲が拡大…不正競争行為と実用新案権の侵害までを捜査する | 韓国特許庁 (2023.12.21.)

韓国特許庁は、「司法警察職務法」の改正案が20日、国会本会議で成立したと発表した。

これまで技術・商標警察による捜査範囲が不正競争行為と営業秘密の侵害罪の一部に限られ、実用新案権は含まれていないため、知的財産権を侵害した事実を把握したにもかかわらず捜査ができないか警察庁による追加の捜査が必要になったため、事件処理にタイムラグが生じる問題が起こっていた。

今回の改正は、こうした問題を改善する趣旨であり、有名な商標を営業所・広告物などに無断使用して営業主体を混同させる行為（営業主体誤認混同の行為）や有名商標を関係のない製品に無断使用して商標の価値を毀損する行為（周知・著名表示の希釈化行為）など、商標権の侵害と密接に関わっている不正競争行為に対しても特許庁商標警察による捜査対象に含める内容である。

また、技術警察による捜査範囲を実用新案権の侵害行為と、「不正競争防止法」に基づき保護される情報に対する保護措置をハッキングなどで無力化する行為（情報保護措置の無力化行為）まで拡大し、営業秘密の予備・陰謀罪など営業秘密の侵害行為の全般までを範囲に含めることにした。📄

2次電池に関する特許出願が急増！



2023年9月18日に、韓国特許庁から2023年上半年における特許出願のうち、国家コア技術の一つである「2次電池」に関する出願が急増している状況が報告されました。世界的な電気自動車（EV）の開発・普及にともない、標準特許に関しても重要となる動きであり、非常に興味深い結果となっています。今回の報告について、特許出願の面から解説を行います。

1. 2次電池とは

今回の記事内容は2次電池に関する内容となりますが、2次電池に対して、一次電池も存在します。一次電池は、アルカリ乾電池やマンガン乾電池のように、使用に伴って電池の起電力が減少するもので、使い切り型のものを指します。これに対して2次電池は、使用に伴い起電力は減少するものの、充電により再度起電力が回復し、繰り返し使用することが可能な電池を指します。目覚まし時計のような身近な製品には、一次電池の利用もまだ多い状況ですが、徐々に、繰り返し利用できる2次電池の利用も増加して一般的になってきました。家庭の電力を蓄えるような大型の2次電池は少し前から普及がなされてきましたが、昨今はEV等の動力としても、2次電池の利用が増加しており、今後もこの傾向が継続するものと思われる。

2. 韓国における特許出願に見る動向

韓国においては、産業技術保護法で「国家核心（コア）技術」が指定されています。具体的には、半導体・ディスプレイ、2次電池、先端モビリティ、次世代原子力、先端バイオ、宇宙航空・海洋、水素、サイバーセキュリティ、人工知能、次世代通信、先端ロボット・製造、量子となっています。これらの技術に関連する産業は、韓国が世界に誇る高レベルの技術を有する分野であったり、世界的に注目される技術であったりして、研究開発のみならず、技術流出に対する各種検討が現在最も進められている分野となります。これらの技術について韓国国内では、前年度と比べて特許出願がどのような推移を示したのかという報告が今回のポイントとなっています。

特許の出願件数全体と見ると、2022年上半年が103,437件であったところ、2023年上半年では107,693件となり、4.1%増とやや微増していることがわかりました。コロナ禍の影響にもかかわらず、特許出願件数が減少していないことがわかります。これから経済活動が活発化するにつれ、さらなる増加が期待されます。このような状況の下、上記した国家コア技術は、13.6%増と全体の増加率に比べて3倍以上も増加していることがわかりました。

この中でも特に出願件数が多かったものは、2次電池分野で、前年同期比（1～6月）で890件増加し8,660件（11.5%増）となり、高い伸び率となりました。欧州連合（EU）では脱炭素社会に向けてガソリン車の新車販売を2035年から禁止する方向で検討を進めており、世界的にもこの潮流が主流となってきています。この動きに合わせて、2次電池の利用が見込まれるため、技術開発も活発化しており、韓国においても、同技術分野の特許出願が活発化している点がかがええます。なお、この点に関連して、「韓国貿易協会の報告書（2023年9月）」によると、2023年上半年の韓国の2次電池の輸出規模は、前年同期比66%増の74億9,000万ドルとなった」と報告もなされています。また従前から韓国企業の強みである半導体分野においても、特許出願件数が伸びているようです。半導体分野の出願件数は前年同期比881件増加し6,580件（15.5%増）となったと報告されています。主な特許出願人としては、サムスン電子、LGディスプレイなどが挙げられており、2023年上半年の半導体分野の多出願において、上位5位の出願人による出願増加率は、前年同期比で37.6%増と高い伸び率を示しているとのこと。

3. 将来展望

特許庁の産業財産情報政策課長は、「世界的な経済低迷が続く中でも、2023年上半年において、2次電池など国家コア技術分野を中心に韓国企業からの特許出願件数が増加したことは有意義である」と述べ、「最近、先端技術関連の特許権を巡る紛争が頻繁に発生しているため、これから、特許出願が増加すると思われる。そのため、韓国企業が特許権を迅速に取得できる専門審査官の確保など、国家レベルの支援政策が必要だ」と述べたということです。すでに、半導体に関しては、迅速な審査を行うことができるように、韓国特許庁内に新たな審査体制を構築済みであり、今後はその他の国家コア技術に対しても、半導体と同様の新たな審査体制を構築することも視野に入れて検討が進められています。韓国での国家コア技術の特許審査を迅速化させ、その結果を世界に展開する戦略が進められることとなります。今後もこれらの技術の特許出願動向に注目して、世界的な技術動向を把握することがビジネス戦略として有効だと考えられます。 ^(IPF)

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 大塚 裕一(日本国特許庁知財アタッシュ)
2002年日本国特許庁入庁後、特許審査官・審判官として審査・審判実務や管理職務に従事。
また特許庁 総務課・調整課・審判課での課長補佐、英国ケンブリッジ大学 客員研究員、(国)山口大学大学院技術経営研究科准教授、(独)INPIT知財人材部長等を経て現職。

美しいハングル商標



2023年10月9日は、韓国では「ハングルの日」で祝日でした。世宗大王によって発明された「ハングル」を解説した「訓民正音」が公布された10月9日を祝日とし、世宗大王の功績をたたえ、ハングルの普及等を推進する祝日となっています。このハングルの日を迎え、韓国特許庁は、ハングル商標の出願と使用の活性化の一環として第8回美しいハングル商標を選定したと発表しました。

1. 美しいハングル商標

今回で8回目となる「美しいハングル商標」の選定大会は、ハングル商標の出願と使用を奨励するために2016年から続いてきたもので、特許庁が主催し、文化体育観光部と国立国語院が後援して行われています。今年度は、8月7日（月）から25日（金）まで受付が行われました。毎年、ハングルの日である10月9日に合わせるように、結果が公表されます。

応募と推薦の対象となる商標は、2023年8月時点で登録が有効なハングルで構成されている商標であり、他人の商標を模倣した商標や悪意のある商標冒認出願の疑い者が保有している商標、審判・訴訟等紛争中の商標、現在使用していない商標、類似の大会ですでに受賞した商標は、授賞対象から除外されるルールとなっています。

受け付けられた商標は、国立国語院により推薦された国語の専門家がハングルの規範性や固有性などの基準で評価した結果と、ユーザーおよび審査官のオンライン投票結果を合算して、美しい商標（文化体育観光部長官賞1件）、きれいな商標（特許庁長賞1件）、情を感じる商標（国立国語院長賞5件）の各賞を選定されます。

2. 今年度受賞の優秀商標

今年の「美しい商標（文化体育観光部長官賞）」には「ナドゥルガゲ」、「きれいな商標（特許庁長賞）」には「アルムダウンガゲ」が選ばれ、「情を感じる商標（国立国語院長賞）」には「アチムヘッサル」「コスルゴスルビビン」「サランエバジンタルギ」「キジュクチマ」「クムピチェ」が選定されました。とりわけ、「美しい商標」に選定された「ナドゥルガゲ」は「ナドゥルモク（IC交差点のハングル語）」などで使われる「ナドゥル（出入りしやすい）」という用語の意味から業種の特徴が伝わり斬新な表現だと評価されたとのこと。商標は、ロゴ（マークのようなもの）や、文字の一方か両方から構成されますが、「美しいハングル商標」は、その名のとおり、ハングルとしての読み方や意味、及び、商標として、業種やサービスなどがいかに伝わりやすいかとい

た点を踏まえて総合的に審査されているようです。

<第8回美しいハングル商標の受賞作紹介>

（受賞作品のうち3点を紹介。商標画像は韓国特許庁のプレスリリースより引用）

・美しい商標（文化体育観光部長官賞）



ナドゥルガゲ（出入りしやすいお店）

・きれいな商標（特許庁長賞）



アルムダウンガゲ（美しいお店）

・情を感じる商標（国立国語院長賞）このほか4作品受賞



サランエバジンタルギ（恋に溺れたイチゴ）

3. 文字の意味と商標によるブランド

韓国特許庁のプレスリリースでは、「美しいハングル商標の選定大会は、外国語商標やネットスラング、隠語、俗語などが氾濫している今、美しいハングル商標を広く募集することで呼びやすく、耳馴染みの良いハングル商標の使用を勧奨する目的である。」と本大会の意義が説明されていました。文字の持つ意味や、図形としての形、またその呼び方など、文字が有する世界は非常に奥が深く感じられます。また、その文字を活用した商標制度は、いかに消費者に、商品やサービスがわかりやすく、出所混同も引き起こさずに伝えることができるのかといった点を提供する制度となっています。「美しいハングル商標」の選定大会は、この2つの点がみごとに融合され、表彰を通して、将来のより有望な商標出願を奨励する意味で、素晴らしい大会であると認められます。過去には、ヒビゴなども受賞しており、この大会を通じて、商業的な成功を収めるビジネスが表れることを期待したいと思います。 ^(IPF)

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 大塚 裕一(日本国特許庁知財アタッシュ)
2002年日本国特許庁入庁後、特許審査官・審判官として審査・審判実務や管理職務に従事。
また特許庁 総務課・調整課・審判課での課長補佐、英国ケンブリッジ大学 客員研究員、(国)山口大学大学院技術経営研究科准教授、(独)INPIT知財人材部長等を経て現職。

File No.184

「人工知能 (AI) を発明者として認めるべきか？」国民アンケート結果公表



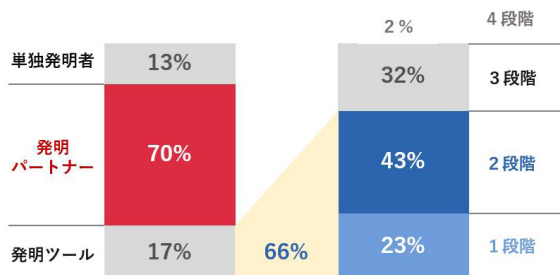
2023年11月14日に、韓国特許庁は、「AIによる発明に対する国民認識調査」の結果を発表しました。AIが発明者として出願されたいわゆる「DABUS」の特許出願においては、韓国特許庁・ソウル行政裁判所ともに、AI発明者を否定した結論を出している状況下で、国民の考えはどのようなものであるか、注目の調査結果となりました。なお、この結果は韓国特許庁のウェブサイトから確認することができます。

1. アンケートについて

今回行われたアンケート調査は、2023年7月20日から9月30日まで実施され、一般人用とAI専門家が参加する専門家用の2つに分けて実施されました。これまでの特許庁が実施したアンケート調査は、弁理士等の専門家に対するものばかりであったところ、今回の調査は一般用も用意されたことが大変興味深いものとなっています。回答結果は、一般人1,204人、専門家292人となり、約1,500人から回答が得られ、特に一般人にも関心が高いということがわかりました。さらに年齢別では、一般人では20～30代が参加者の約5割を占めていたとの報告があり、若い世代の関心が高いこともわかりました。

2. 人工知能の貢献度と適格性

現在のAIがどのレベルで発明に貢献できるという項目については、一般人の70%が「発明のパートナー」であると回答し、専門家の66%が「人をサポートするツールにすぎない」と回答したということです。一般人にとっては、Chat GPTをはじめ、生成AIがより身近に、またこれまでとは一段レベルが違う結果を得ることが可能となったこともあり、多数がその存在意義を認めている結果となりました。一方で、専門家はいまだ解決すべき課題も多い現状を実感しているようです。



【発明パートナー】一般人70%VS専門家32% 【発明ツール】一般人17%VS専門家66%
* 発明ツール (1段階、2段階)、発明パートナー (3段階)、単独発明者 (4段階)

結果A：一般人 (左) と専門家 (右) のAIに対する認識
(韓国特許庁による公表資料をJETROで翻訳したもの)

[反対]



177人 (60.8%)

[賛成]



114人 (39.2%)

AIを発明者として **認めた際の記載方式**

明細書にAI発明過程を記載	35.3%
[発明者欄]000、AI(共同記載)	33.3%
[発明者欄]AIを活用した000	25.3%
その他	6.1%

結果B：AIを発明者として認めるか

[反対]



220人 (75.6%)

[賛成]



71人 (24.4%)

AIによる発明の **特許権を認めた際の適正な特許権者**

AIの使用者 <small>(例: グーグルプラットフォームを活用して発明した者)</small>	50.5%
AIの開発者 <small>(例: グーグルのAIプラットフォーム開発者)</small>	22.7%
AIの所有者 <small>(例: グーグル)</small>	16.2%
データの提供者	5.8%
その他	4.8%

結果C：AIの特許権者として認めるか

AIを発明者として認めるか否かは、約60%が反対という結果になりました。また、AIの特許権者として認めるか否かは、約76%が反対という結果になりました。

3. 人工知能は発明者にふさわしいか

今回の調査結果からは、韓国国内の声として、まだAIによる発明は、発明者・特許権者いずれも認めないという声が半数以上であることがわかりました。ただし今後、強いAIが人間よりも高度な発明を行うような時代になれば意見も変化があるかもしれません。IPG

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 大塚 裕一(日本国特許庁知財アタッシュエ) 2002年日本国特許庁入庁後、特許審査官・審判官として審査・審判実務や管理職務に従事。また特許庁 総務課・調整課・審判課での課長補佐、英国ケンブリッジ大学 客員研究員、(国) 山口大学大学院技術経営研究科准教授、(独) INPIT知財人材部長等を経て現職。